

青森県公立小中学校事務の共同実施モデル

青森県教育委員会

1 学校事務の共同実施の目的

公立小中学校において、学校裁量権限の拡大や教育課題の複雑化・多様化により、学校で取り組む事務・業務が増大し、教員の児童生徒と触れ合う時間の不足などの課題に対応するため、学校運営組織の見直しなどが必要となっている。

このような状況に対応するため、学校で唯一の行政職である事務職員の専門的な能力を積極的に活用し、複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行う「学校事務の共同実施」の取組により、効率的・効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、学校運営を支える機能を充実させ、特色ある学校教育活動の展開を図ることを目的とする。

2 学校事務の共同実施で求める効果

(1) きめ細かな学習指導の支援

教育環境の整備や教員が行っている事務処理の負担軽減を図り、教員が児童生徒と触れ合う時間を確保するなど、教育活動の支援を図ること。

(2) 学校事務の適正化・効率化

事務処理の相互チェック体制を確立して正確性を高めること。

事務の集中処理や様式の統一により、事務処理の迅速化・効率化を進めること。

学校予算の管理（要求）・執行の共同処理やシステム化（マニュアル化）をすることにより、予算の効率的・効果的な取組を図ること。

(3) 学校事務職員の資質向上

定例会議等の開催や共同処理を行うことにより、研修の機会となることや情報交換の充実となり、専門性が高まるなど、事務職員の資質向上を図ること。

また、学校間や職員間の連携を強化し、事務処理の経験の幅を広げたり、事務処理能力を強化するなど、学校事務の高度化を図り、積極的に学校運営を支援すること。

3 学校事務の共同実施に係る組織編成等

市町村教育委員会は、学校事務の共同実施を行う場合に、次のような組織（以下「共同実施組織」という。）を設置する。

なお、共同実施組織は、同一市町村内の複数の学校の事務職員で組織することを基本とする。

(1) 共同実施グループの設置

市町村教育委員会は、1～3の中学校区単位を基本として、学校事務の共同実施を行うためのグループ（以下「共同実施グループ」という。）を組織する。

共同実施グループを組織する際には、市町村内の学校数、学校規模、事務職員の配置状況、地域的（地理的）な状況等を総合的に判断し、効果的な取組を行うことができる編成となるよう留意する。

共同実施グループの拠点校の指定

市町村教育委員会は、共同実施グループの中で、共同実施を主体的に行う「拠点校」1校を指定する。

拠点校の校長は、共同実施グループを総括するものとする。

拠点校以外の学校は「連携校」として、拠点校と連携して共同実施の業務を行うものとする。

共同実施グループの責任者等の指定

市町村教育委員会は、共同実施グループの中で、グループの運営に係る責任者（以下「グループリーダー」という。）を指定する。

グループリーダーは、原則として、拠点校の事務主幹以上の職位にある者を充てるものとする。

なお、グループリーダーの事故等を考慮して、必要に応じて、グループの運営に係る副責任者（以下「サブリーダー」という。）を指定できるものとする。

(2) 共同実施推進協議会の設置

市町村教育委員会は、共同実施を円滑に進めるため、学校事務共同実施推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

協議会は、次に掲げる者で構成する。

ア 市町村教育委員会教育長又は担当課長等

イ 共同実施グループの各校長又は拠点校の校長（共同実施グループが複数ある場合等）

ウ 共同実施グループの各事務職員又はグループリーダー等（共同実施グループが複数ある場合等）

エ その他協議会に必要と認められる共同実施グループの教員

協議会は、年2回程度開催し、主に次に掲げる事項について協議する。

ア 各共同実施グループの実施計画に関すること。

イ 各共同実施グループによる学校の管理運営の支援及び教育活動の支援に関すること。

ウ 共同実施の理解・啓発に関すること。

エ 各共同実施グループの実施実績の成果・課題に関すること。

オ その他共同実施に関すること。

4 学校事務の共同実施に係る業務内容

共同実施により行う業務は、概ね次のものを基本とする。ただし、市町村全体に係る業務については、協議会において決定するものとする。

(1) きめ細かな学習指導の支援の内容

学校徴収金（学校納入金）に係る事務

児童生徒学籍関係に係る事務

学校行事・総合学習等の教育活動への支援に係る事務

調査・統計に係る事務

教科用図書に係る事務

(2) 県費・市町村費事務等の適正化・効率化の内容

市町村費（備品・物品等）に係る事務

ア 共同による予算要求や予算執行に係る事務（手引書等の作成を含む。）

イ 学校予算伝票の相互点検、会計システムの共同処理に係る事務

ウ 備品等の共有化や共同購入に係る事務

エ 備品台帳の整備・確認

県費（給与・旅費）に係る事務

ア 給与（毎月の実績報告、各種報告書類）の相互点検、共同処理（審査）に係る事務

イ 諸手当（扶養・住居・通勤・単身赴任等）の相互点検、共同処理（審査）に係る事務

ウ 旅費の請求の相互点検、共同処理（審査）に係る事務

エ 給与・旅費に係る質疑応答集や教職員向け情報紙の作成等に係る事務
就学援助に係る事務

文書管理に係る事務

事務処理の効率化（処理方法の統一等）に係る事務

ア 学校事務カレンダー、年間対外事務処理一覧表の作成等に係る事務

イ 服務関係、人事関係に係る提出様式の統一に係る事務

拠点校等から連携校に対する巡回支援に係る事務

ア 出勤簿、休暇簿等の照合・確認

イ 旅行命令簿、復命書の照合・確認

ウ 給与（月末報告、諸手当等）の照合・確認

エ 予算伝票の照合・確認

事務職員の未配置校（臨時事務職員の配置校）への支援に係る事務

5 学校事務の共同実施に係る業務形態・服务等

(1) 業務形態

共同実施により行う業務は、定例会議等の開催を通じて、月1回～2回(隔週)程度、1回あたり半日程度を基本として、拠点校等の場所で行う。

なお、定例会議等の開催は、市町村の実情に応じて、実施回数や実施時間等を決定できるものとする。

定例会議等の開催のほかに、拠点校等の事務職員が、共同実施グループ内の学校を訪問して事務処理の支援を行う場合は、共同実施に係る実施計画(以下「共同実施計画」という。)に基づき行うこととする。

(2) 本務・兼務

共同実施グループの各事務職員は、それぞれの属する学校を本務校とする。

共同実施グループの各事務職員は、共同実施を円滑に行うため、共同実施グループを構成する全学校を兼務するものとする。

兼務する内容は、共同実施に係る業務とする。

共同実施グループの各事務職員の兼務発令は、市町村教育委員会からの申請により、県教育委員会が行う。

(3) 服務監督等

事務職員の服務監督は、本務校で業務に従事する場合は本務校の校長が、拠点校及び連携校で業務に従事する場合は当該校の校長が、それぞれ行うことを基本とする。

共同実施計画に基づき、本務校以外で事務職員が業務に従事する場合は、本務校の校長が、それぞれの属する事務職員に対して旅行命令等を行うものとする。

共同実施に係る業務で、公文書及び個人情報をも本務校以外に持ち出す場合は、個人情報の取り扱いに留意し、学校事務共同実施文書持出簿により校長の承認を得ることとし、また、持ち出した文書を本務校に返還する場合は、校長の確認を得ることとする。

(4) グループリーダー等の役割

グループリーダーの役割は、次に掲げる事項とする。

ア 共同実施計画書及び実施後の実績報告書(以下「共同実施実績報告書」という。)の作成を行う。

イ 共同実施グループ内の業務において、必要な審査を行う。

ウ 共同実施グループ内の事務職員について、共同実施に係る業務の役割分担を決定する。

エ 共同実施グループ内の事務職員に対して、必要な指導・助言を行う。

オ 共同実施グループ内の校長との連絡・調整を行う。

カ 同一市町村内の共同実施グループとの連絡・調整を行う。

サブリーダーは、グループリーダーを補佐し、グループリーダーに事故等があるときは、その役割を代理する。

6 学校事務の共同実施計画書等の提出

- (1) 拠点校の校長は、年度当初に、グループリーダーが作成した共同実施計画書(共同実施の業務内容、業務分担及び年間実施計画等)を確認し、市町村教育委員会に提出するものとする。
- (2) 拠点校の校長は、年度末に、グループリーダーが作成した共同実施実績報告書(共同実施の実施内容、実施後の成果と課題等)を確認し、市町村教育委員会に提出するものとする。

7 学校事務の共同実施に係る関係諸規定の整備

- (1) 市町村教育委員会は、学校事務の共同実施を行う場合に、次のような関係規則等の整備を図るものとする。
 - 共同実施組織の位置付けを明確にするため、「市(町・村)立小中学校の管理に関する規則」の改正(別添 参考1)
 - 共同実施の目的、組織編成、業務内容及び業務形態等を明確にするため「市(町・村)立小中学校事務共同実施組織運営規程」の制定(別添 参考2)
 - 共同実施の運営を円滑に進めるため、「市(町・村)立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱」の制定(別添 参考3)
- (2) 市町村教育委員会は、学校事務の共同実施を支援するため、定例会議等の会場の確保や共同実施の業務に必要な物品等の整備に努めるものとする。
 - また、所管の教育事務所等と連携し、共同実施の業務に係る研修の実施に努めるものとする。